



鴻巣市下水道条例の一部を改正する条例(下水道使用料の改定)

1. 改定の背景

公共下水道は、快適な都市生活を支え、健全な経済活動の発展に寄与する重要なインフラの一つであり、将来にわたり安定した下水道サービスを提供していく必要があります。

本市の公共下水道は、公共用水域の水質保全及び衛生的な生活環境の確保を目的として昭和56年の供用開始以降、施設の整備を進めてきました。

しかしながら、人口減少に伴う使用料収入の減少や施設の老朽化に伴う更新費用の増加、経済情勢の変化や物価高騰による維持管理費用の増加などにより、事業を取り巻く経営環境は厳しさを増しています。

【主な課題】

- ・事業の運営に必要な費用と収入の均衡を図り、安定的な事業運営を確保すること
- ・人口減少による使用料収入の減少
- ・昨今の経済情勢や物価高騰による維持管理費用の増加
- ・施設の老朽化に伴う更新費用の増加や災害への備え

こうした状況を踏まえ、令和7年7月から令和8年1月までの間、上下水道事業運営審議会において計5回にわたり、事業の安定的な運営に必要な財源を確保する観点から、適正な下水道使用料の在り方について審議を行いました。令和8年2月に同審議会から答申を受けたことから、その内容を踏まえ、下水道使用料を改定するものです。

2. 改定の内容

(1)改定時期:令和9年10月1日

下水道使用料については、平成20年度に実施した合併に伴う使用料の統合及び消費税率の改定を除き、平成17年度以降、据え置いてきました。このため、今回の改定は、実質的には22年ぶりの下水道使用料の改定となります(令和9年10月時点)。

使用料の算定期間は、令和9年度から令和13年度までの5年間とし、令和9年10月から新たな使用料を適用します。今回の改定により、一般会計からの補助金に依存している経営状況の改善を図り、下水道事業の安定的な運営につなげていきます。

(2)平均改定率:32%

昨今の経済情勢や物価高騰の影響が市民及び事業者の皆様に広く及んでいる状況を踏まえ、特定の使用者層に負担が偏らないよう、現行の使用料体系を維持し、平均改定率を一律に反映するものです。

※平均改定率とは、使用料の算定期間における必要経費と収入見込額を基に算出した全体の改定率です。今回の使用料改定では平均32%の改定となります。なお、実際の改定率は使用水量(排水量)に応じて異なります。